

多久市長の権限に属する事務の一部を多久市教育委員会に委任する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

### 多久市規則第37号

多久市長の権限に属する事務の一部を多久市教育委員会に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を多久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 教育委員会に委任する事務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (2) 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）第23条の3の規定により市が処理することとなる県費負担職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関すること。
- (3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員に係る児童手当の認定に関すること。

(委任の留保)

第3条 市長は、特に必要があると認められるときは、教育委員会と協議をして前条の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

(協議)

第4条 教育委員会は、委任に係る事項についてこれを執行する場合、特に重要な事項については、市長に協議しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(多久市公民館施設の使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則の廃止)

2 多久市公民館施設の使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則(昭和55年多久市規則第5号)は、廃止する。

(多久市体育施設の使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則の廃止)

3 多久市体育施設の使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則(平成28年多久市規則第20号)は、廃止する。

(多久市グリーンパークの使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則の廃止)

4 多久市グリーンパークの使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則(令和5年多久市規則第23号)は、廃止する。

(多久市体育施設条例施行規則の一部改正)

5 多久市体育施設条例施行規則(平成29年多久市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び多久市体育施設の使用料に関し、必要な事項を定める権限を委任する規則(平成28年多久市規則第20号)」を削る。

(多久市グリーンパーク条例施行規則の一部改正)

6 多久市グリーンパーク条例施行規則(令和5年多久市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び多久市グリーンパークの使用料に関し、必要な事項を定め

る権限を委任する規則（令和 5 年多久市規則第 2 3 号）」を削る。